

厚生労働省	中央労働委員会
	地方事務所

本局等の内部組織	関係する下部機関	事務・権限	見直しの内容
地方調査官	一	中央労働委員会の地方における次の事務の整理 ・特定独立行政法人等に係る不当労働行為の審査及びこれに関する調査に係る事務 ・特定独立行政法人等に係る労働争議のあっせん及び調停並びにこれらに関する調査に係る事務	特定独立行政法人の非公務員化による業務量の減少等を踏まえた上で、中央労働委員会事務局本局等に移管する。